

事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において 補助対象となる機器の選定基準について

国土交通大臣が認定する補助対象機器の機能要件は、次のとおりとする。

デジタル式運行記録計

- ①国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編）の型式指定を受けている機器等又は国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器であること。
- ②デジタル式運行記録計の解析ソフトウェアによる出力結果が運行管理及び安全運転の指導に活用できること。
- ③②のソフトウェアは、運転者の労務状況を一覧表等により容易に確認できるものであり、かつ、法令等で定める運転者の労働時間等について、違反及び違反のおそれがある場合に画面上で警告を発するものであること。
- ④②のソフトウェアは、映像記録型ドライブレコーダーが記録した撮影情報を運行管理及び安全運転の指導に活用できるものであること。
- ⑤②のソフトウェアは、安全運転管理機能として、危険運転があった場合に警告を発するものであること。
- ⑥②のソフトウェアは、車両が停車した際に、運転者が休憩または、荷役・荷待ちを区別できる機能を有し、かつ、自動で業務記録を自動で作成することができるものであること。
- ⑦品質が保証され、保証期間が定められていること。
- ⑧申請時において、通信の環境や規格が令和14年3月末日まで維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

映像記録型ドライブレコーダー

- ①運転時に連続して車両前方の映像を撮影し、急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合に、その前後一定時間の映像の情報（日時を含む。）を記録すること。
- ②デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダー一体型の機器（通信機能付を含む）であって、一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車に備えるものにあつては、①の記録に加え、運転時に連続して、車内において前方から車内の映像の情報（日時を含む。）を記録すること。
- ③デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダー一体型の機器（通信機能付を含む）であって、一般乗合旅客自動車運送事業（高速乗合バス※を除く。）の用に供する自動車に備えるものにあつては、①及び②の記録に加え、運転時に連続して、車内において中央付近から車内後方の映像の情報（日時を含む。）を記録すること。
※高速乗合バスとは、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であつて、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するものをいう。
- ④①～③の記録された撮影情報を外部機器に出力が可能であること。
- ⑤記録した撮影情報は、ソフトウェアを用いて安全運転の指導に活用できること。
- ⑥記録した撮影情報は、デジタル式運行記録計の解析ソフトウェアにより運行管理及び安全運転の指導に活用できること。
- ⑦機械的動作が円滑であること。

- ⑧十分な耐久性があること。
- ⑨品質が保証され、保証期間が定められていること。
- ⑩申請時において、通信の環境や規格が令和14年3月末日まで維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。